

しながわ

平成23年(2011)

4/11

1789号

人権・同和問題
特集号

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

区役所は耐震改修工事のため駐車スペースに限りがあります。車でご来庁の際はお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

実現しよう 平和で心ゆたかな 人間尊重社会

人権尊重都市宣言のまち 品川区

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のうちに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の表情は、いまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別など、どれほど多くの人間が苦しんでいることが人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心ゆたかな人間尊重の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

一九九三年(平成五年)四月二十八日

5月1日～7日は
憲法週間です

「日本国憲法」は昭和22年5月3日に施行されました。このことを記念して5月3日は「憲法記念日」と定められました。また、その前後、5月1日から7日の一週間は「憲法週間」とされています。

憲法の三つの柱の一つに「基本的人権の尊重」があります。憲法第11条では「侵すことのできない永久の権利」として基本的人権を保障しています。

人が人生を送り、そして他人と関わりあう中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。

その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解をしていかなければなりません。私たちは日頃から憲法の基本理念を暮らしに生かし、お互いの人権を尊重しあっているでしょうか。

区では、人間尊重社会の実現をめざして「人権尊重都市品川宣言」を制定し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。5月12日には、その一環として「憲法週間記念講演と映画のつどい」を開催します。

これを機会に、人権の大切さについて考えてみませんか。

憲法週間記念

講演と映画 のつどい

5月12日(木)

午後1時開演(午後0時30分開場)
きゅりあん8階大ホール(大井町駅前)
定員/1,100人(抽選)
申込方法/4月18日(月)(消印有効)までに、往復はがき(1枚で2人まで)に「つどい」とし、代表者の住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(☎140-0013南大井5-2-17総務部分室)へ ※結果発送は5月初旬を予定。



「報道と人権」
～ニュースの裏側から～

講師/杉尾秀哉(TBSテレビ報道局
解説・専門記者室長) ※手話通訳・要約筆記付き。

テレビ番組のコメントーターやキャスターとして活躍している杉尾秀哉さんが、報道マンの立場から、人権の大切さについてわかりやすくお話しします。

「春との旅」

出演/仲代達矢、徳永えり 他
※字幕付き。



©2010「春との旅」フィルムパートナーズ/ラテルナ/モンキータウンプロダクション

老漁師・忠男と孫娘・春は、春が東京へ勤め先探しに出ることをきっかけに、忠男の老いの身の世話を頼むべく、北海道から東北、宮城へと、疎遠となっていた姉兄弟を訪ねる旅に出る。生きる道、そして家族とのきずなを考える人間ドラマです。

今後の節電などの状況により、中止になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ/品川区人権啓発課☎3763-5391

考えよう みんなの人権

皆さんのまわりで人権が守られていないと思ったことはありませんか？

子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある人に対する偏見や同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。最近では、インターネットを悪用した人権侵害、犯罪被害者とその家族の人権など、残念なことに人権問題はより複雑化し多様化しています。

私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識することが、今まさに求められています。品川区は、様々な人権問題の解決に向けて、『人権尊重都市品川宣言』の基本理念に立った啓発活動に取り組んでいます。

インターネットと人権

インターネットは私たちの暮らしにおいて、すぐに情報が手に入る、とても便利なものです。一方で、インターネットの匿名性や情報発信の容易さを悪用して、特定の個人への誹謗・中傷の書き込みや差別を助長する表現の掲載など、大きな問題が起きています。

情報はいったんインターネット上に掲載されると、瞬時に多くの人に広がってしまいます。こうした情報を書き込まれてしまった人は、将来にわたって苦しむことになってしまいます。

インターネットの利用にあたっては、悪用することなく、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解、そして一人ひとりがモラルの向上に努めることが大切です。

◇インターネットの節度ある利用

- *差別発言や誹謗・中傷を書き込まない
- *うそや不確かな情報を書き込まない
- *個人情報を書き込まない

犯罪被害者とその家族の人権

ある日突然、理不尽な犯罪に巻き込まれ、自身が傷ついたり大切な家族を失うなど、犯罪被害は誰の身にも起こりうることです。

被害者やその家族の方は、犯罪に巻き込まれることで心身に大きな傷を負い、その後の日常生活にも支障をきたすことがあります。また、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判における精神的、時間的な負担に加え、周りの無責任なうわさや無配慮な取材・報道などによるストレスなど二次的な被害を受ける場合もあります。

周囲の人々は被害者やその家族の悲しみや苦しみを受け止め、心ない中傷や興味本位のうわさによって、さらに被害者や家族を傷つけることがないように、暖かい心づかいで手を差し伸べていくことが必要です。

同和問題とは

出身を理由としたいわれなき差別について

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別に基づくものです。被差別部落出身という理由で結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの差別を受け、基本的人権が侵害される、日本特有の人権問題です。

生まれるところは自分の意思や努力で選べるものではありません。にもかかわらず、出身を理由とした様々な差別が現代においてもいまだに残されているのです。

差別につながる身元調査

その一つに、就職や結婚の際、調査会社に依頼して出身地や家族状況を調べるなどの差別につながるおそれのある身元調査の問題があります。

過去には、企業が調査会社に依頼し、就職希望者の家族状況などを調べるといった、就職差別につながる身元調査の事件もありました。

最近では、調査会社から依頼された一部の悪質な行政書士などが、職務上の権限を悪用して戸籍謄本などを不正に取得するという事件が起っています。このため国においても個人情報保護のために戸籍の公開制度が見直されました。

このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人に一番問題があるといえますが、私たちもそのような調査には協力をしないと、態度や行動で表していくことが大切です。

えせ同和行為

同和問題の解決を阻む行為として、「えせ同和行為」があります。これは、「同和問題はこわい問題」という、根深く残る誤った認識に乗じて、同和問題を口実に企業や行政機関などに不当な圧力をかけ、何らかの利益を得る行為のことをいいます。

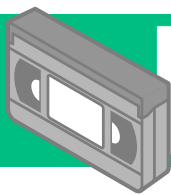
法務省のアンケート調査結果からも、えせ同和行為による被害が今もなお深刻な状況にあることが報告されています。

えせ同和行為は、これまで取り組んできた啓発の効果を一挙に覆し、ひいては同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな要因となっているものです。

えせ同和行為をなくすため、同和問題への正しい理解を深め、このような不当な要求には毅然とした態度ではっきり断ることが大切です。

また、不法な行為に対しては、法務局や警察など関係機関へすぐに相談することです。

ビデオ・パネルを貸し出します



人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオや人権啓発パネルを貸し出ししています。企業の研修会や勉強会でご活用ください。
※詳しくは区ホームページをご覧ください。

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。昨年の講座Ⅰでは、「だれもが共に生きる社会へ」をテーマに、昼コースは「こどもの心に寄り添って～子どもの人権救済をお芝居に託して」など3講座、夜コースは「ケガレと差別と文化の関連」など3講座を開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加された方の感想として

教育講座

人権啓発・社会同和

人権尊重の
社会を築くために

「まったく、いわれなき差別がある事を知り、心の底から怒りを感じます」「食肉の生産現場を見て大変感動しました。みんな真剣で作業に打ちこんでいるところがすばらしかった」などの声が寄せられました。人権が尊重される社会をめざして、今年も10・11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ 文化スポーツ振興課生涯学習係
☎5742-6837

問い合わせ／人権啓発課☎3763-5391

R70

古紙配合率70%再生紙を使用しています